公

(障害福祉課) … 二

政

課) :: 二

みこ

らどいと

課も

:

保高

険 編

課祉

:

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………

告

示

目

次

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定………

台 ○右 ○右

同

同

同

同

同

同.....

同同同同

: : :

:

껃 ᄪ 四 四  $\equiv$  〇右

同.....

県中

民地

局域

:

 $\equiv$ 

○右

同

<u>局域</u>

:

Ħ.

示

第六百九十号

(水曜日)

令和五年 十一月二十二日

# より公示する。

でし子	氏名 称 又は	指定居宅サー
銀座四○六水イットの一次を立て、日本の一の一次の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	所在地又は住所主たる事務所の	リービス事業者
訪問介護	類 ビ居 ス の 種 	
無子ケアセ ・	名称	事居宅サー
井三二の一大字藤崎字西村南津軽郡藤崎町	所在地	業 所でス事業を行う
五令 <u>:</u> 和 : 一	年指 月 日定	

## 青森県告示第六百七十六号

(構造政策課)

: =

県東

不 民 局)

: =

定により公示する。 児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

令和五年十一月二十二日

下

宗

郎

県上

民地

局域

:

 $\equiv$ 

アサヒ調剤薬局	Msいしかわ薬局	名
		称
東津軽郡○	五弘前市大字	所
の二〇	前市大字石川字石川	在
名字中字	0110	地
"	五令 二 二 二 二	年指 月 日定

# 青森県告示第六百七十五号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県知事 宮

## 青森県告示第六百七十七号

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗

郎

吉川	氏	
圭	名	
セら青 ンび森	名	勤
ター 福祉		務
備さ 祉わ	称	す
所弘 字前	所	る
平市山大	在	病
二字二六中八別	地	院等
7 7,3 3	70	.1
由整 )形 外 科	診	
科	療	
(肢体不	科	
デ   自	目	
五令	年指	
五令 三和 三	月	
_	日定	

## 青森県告示第六百七十八号

り告示する。 通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗

郎

る。

解除予定保安林の所在場所

つがる市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため 「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びつがる市役所に

備え置いて縦覧に供する。

## 農用地利用集積等促進計画の認可

項の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一 同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。 農用地利用集積等促進計画を令和五年十一月二十二日認可したの

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

氏名又は 借権 の設定 名称 等を受ける者 住所又は所在地 賃 借 権 の設定等を受け る土 地

賃

イスセンター 株式会社鳥谷部ラ 上北郡七戸町 三筆 上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二ほ

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

有限会社オオツギホーム

代表者の氏名 太田次男

商号又は名称

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字淋城五〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可 (般—三〇) 第一六六九一号

六 五 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 令和五年十月二十五日

る。

屋根工事業、 タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に係る一般建

七

取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、 令和五年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第一 一十九条第 項第五号の規定に該当する。 届出によ

## 建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和) 二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗

郎

商号又は名称 株式会社INP

代表者の氏名 成田郁夫

主たる営業所の所在地 平川市本町村元三の

許可番号 青森県知事許可(般―三)第二〇〇四九二号

兀

Ŧī. 取消年月日 令和五年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ŋ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 郎

商号又は名称 有限会社佐野水道設備

代表者の氏名 佐野勝貴

主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字稲吉三の一二

許可番号 青森県知事許可 (般—四) 第五〇〇六五九号

四  $\equiv$ 

取消年月日 令和五年十月十八日

六 五

取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実

造園工事業に係る一般建設業の許可

七

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

商号又は名称 コベルコプロフェッショナルサービス株式会社

 $\stackrel{-}{\sim}$ 代表者の氏名 山田泰司

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附二六一の

許可番号 青森県知事許可 (般-四) 第五〇〇四〇二号

四

取消年月日 令和五年十月十八日

六 五 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

る。

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下

宗

郎

商号又は名称 有限会社北商

代表者の氏名

伊藤泰一

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保五九の三八二

四 許可番号 青森県知事許可(般—三〇)第一三九四六号

Ŧī. 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 令和五年十月十八日

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

青

令和五年十月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

商号又は名称 田中電設

氏名 田中直人

> 四 三 許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 十和田市大字三本木字下平二〇二の六 (般—三) 第五〇〇〇三七号

六 五 取消年月日 令和五年十一月二日

取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第 令和五年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により 一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

 $\stackrel{-}{=}$ 代表者の氏名 田嶋義春

商号又は名称

株式会社田嶋建装

主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字南平一九二の

許可番号 青森県知事許可(般─二)第八○三八号

四  $\equiv$ 

Ŧī. 取消年月日 令和五年十一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

装仕上工事業に係る一般建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブロツク工事業及び内

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、 令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

七

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和五年十一月二十二日

青森県知事

宮

下

宗

郎

有限会社成田DAM起業

代表者の氏名 成田記子

商号又は名称

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保四一の四〇

許可番号 青森県知事許可(般—二)第五〇〇三三六号

兀

五 取消年月日 令和五年十一月七日

取消しに係る建設業の許可

に係る一般建設業の許可 石工事業、鋼構造物工事業、 舗装工事業、 しゆんせつ工事業及び水道施設工事業

取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年十一月二十二日

郎

商号又は名称 岩切工業

四 許可番号 青森県知事許可(般—三)第六〇〇二一〇号

Ŧī.

青森県知事 宮 下 宗

氏名 岩切智志

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の六三〇

六 取消年月日 取消しに係る建設業の許可 令和五年十一月六日

> とび・土工工事業に係る一般建設業の許可 取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)